

コンプライアンスの強化と企業間取引の適正化を目指して

パネルディスカッション

親事業者による取り組み事例紹介

クボタ／日本電気

大阪会場



◆パネリスト
クボタ 法務部法務グループ 担当課長 南博文氏
日本電気 ソリューション資材部 調達改革統括部 マネージャー 前田敦氏
日比谷総合法律事務所 弁護士 多田敏明氏
中小企業庁 取引課長 桜町道雄氏
◆モデレーター
フリーアナウンサー 原田知恵氏



前田氏



原田氏

多田 企業のコンプライアンスを担当すると、従業員を無理に強化した後、社内に変化はあ

現場からの信頼が対策成功の鍵
順法推進者中心に改善策を実施
順守は取引先との共栄に不可欠
取引適正化は生産性の向上促す

南氏 前田氏 多田氏 桜町氏

南氏 前田氏 多田氏 桜町氏

中小企業の相談窓口「下請かけこみ寺」のご案内
全国47都道府県 48カ所 設置している「下請かけこみ寺」では、「納品後に代金の値引きを求められた」「支払日が過ぎてても代金を支払ってもらえない」「期日と納品に納品しに受け取ってもらえない」など取引に関する中小企業の様々な悩みの相談に相談員や弁護士が親身になって応じ、問題解決に向けたアドバイスを無料で提供しています。秘密は厳守します。ご利用ください。 下請かけこみ寺本部 TEL 03-5544-6665

中小企業庁のホームページでは、下請代金法違反の防止に向けた社内体制の整備方法や取引事例を紹介する「下請取引コンプライアンス・プログラム」のほか、下請代金法の講義や下請取引適正化に関する情報を掲載しています。http://www.chusho.meti.go.jp/keiei/foriki/index.html

新日鉄ソリューションズ
法令順守のためのリスク負担
2003年の改正により下請代金法が情報サービス業にも適用になり、業務の特性や業界構造に起因する業界の特性からくる慣行は違反となるため、ルール整備、体制の構築が求められた。このため、研修を定例的に行うことも多くなった。違反を防止する仕組みづくりを徹底して行

取引の標準化を進め違反を防ぐ
4つの会社の事業統合併に伴い、各社組織・企業文化の一本化を図り、全社的に標準化された下請取引体制を構築するため、外注調整室という組織を作り、3つの柱を立てて取り組みを推進している。第1は教育・広報活動・人材育成、社内事例を含むテキストを用いて、下請取引は業界の慣習や民法・商法の常識で対応してはいけないことを徹底的に教育する。第2は自主検査における現状聴取と対策の立案。各部署を巡回してヒアリングを実施し、日々の取引に合わせた具体的な改善指導を繰り返す。第3は業務システム標準化。下請事業者の一元管理、発注書や支払い条件などの標準化を行ったほか、全社統合の支払いシステムを用いて違反がないよう管理している。

昭和三電
事業所単位で取り組み強化
事業所単位に下請取引管理責任者を選任し、所管内の業務プロセスの改善、価格改定や取引開始時の指導を行っている。また事業特性に合わせた該否判定シートにより下請取引であるかを判断し、下請取引であれば発注書面や納品管理などについて細かくチェックしている。社内全体の取り組みを推進する統括チームでは、業務の標準化を行うことを目標に書面のサンプル等を作成して共有。研修以外の教育啓蒙として、購買担当者の出席の下、幾つかの事業所等の独自の取り組みやチェック体制などを発表する会議を開催している。また、年に1度実態調査を行い、前年度の指摘事項の改善状況や、該否判定などを調査し、問題があれば改善する取り組みを行っている。

三菱樹脂
取引の標準化を進め違反を防ぐ
4つの会社の事業統合併に伴い、各社組織・企業文化の一本化を図り、全社的に標準化された下請取引体制を構築するため、外注調整室という組織を作り、3つの柱を立てて取り組みを推進している。第1は教育・広報活動・人材育成、社内事例を含むテキストを用いて、下請取引は業界の慣習や民法・商法の常識で対応してはいけないことを徹底的に教育する。第2は自主検査における現状聴取と対策の立案。各部署を巡回してヒアリングを実施し、日々の取引に合わせた具体的な改善指導を繰り返す。第3は業務システム標準化。下請事業者の一元管理、発注書や支払い条件などの標準化を行ったほか、全社統合の支払いシステムを用いて違反がないよう管理している。

富士通
取引先含む順法体制を構築
製造委託を中心に600社強の下請事業者と取引があり、行動の規範推進委員会のほか、法務本部、購買本部が、社長をトップとした社内コンプライアンス体制を確立している。取引先を含めた関係者の誰でも通報できる内部通報制度をはじめ、持ち運びできるガイドブックや調達指針、社内向けの調達活動指針や資材規定を設け、法令順守の意識を高めている。教育面では独自のウェビナー教材をインターネットで公開。階層別、購買部門教育でも下請代金法の教育を徹底している。実務では、下請事業者との取引口座の一括管理や契約書類等の統一化、下請事業者の識別等のシステム上の統制を行い、仕組みとして違反が出ないようにしている。

クレハレーディング
丁寧な理解促進意識高める
大きな企業でなくても下請取引の適正化には苦労がある。代表取締役の下に委員会を設けて取り組みを行っているが、内部統制対応のための準備を行った当初は下請代金法の理解不足があった。このため中小企業庁のホームページなどから資料を入手し、講習会等に参加するなどして理解を深め、下請取引の特定、支払い条件の確認などを行うところから取り組みを始めた。下請代金法は、ヒューマンエラーによる意図しない違反が発生しやすい。これを防ぐために、支払方法覚書の締結や、記載要件を満たすように発注書の改善を行った。チェック機能として内部監査制度を構築しているが、チェック体制は事後対策でしかなく、いかにコンプライアンスについての意識を高めるかが重要だ。

タカ
南 トップからの指示もあり、会社本気でコンプライアンスに取り組んでいるという認識が社員の間に広がりつつある。結果、ある意味現場は敏感すぎるほど順法への意識が高くなり、法務部への問い合わせが増えた。また、法務部として責任をもって会社としての見解を出さようという意識も出てきた。信頼関係を構築することは重要で、以前よりは社内から信頼をされるようになったと思う。

南氏 前田氏 多田氏 桜町氏

南氏 前田氏 多田氏 桜町氏

南氏 前田氏 多田氏 桜町氏

南氏 前田氏 多田氏 桜町氏

南氏 前田氏 多田氏 桜町氏

南氏 前田氏 多田氏 桜町氏

南氏 前田氏 多田氏 桜町氏



広島会場の様子

長引く円高や海外企業との競争激化などを背景に、多くの企業が難しい経営のかじ取りを迫られている。特に下請事業者の業況は厳しく、親事業者によるコンプライアンス（法令順守）の強化と企業間取引の適正化がこれまで以上に求められている。先ごろ全国8会場（札幌、仙台、東京、名古屋、大阪、松山、広島、福岡）で開催された「下請取引適正化推進シンポジウム・セミナー2011」では、下請代金支払遅延等防止法（下請代金法）順守の重要性や親事業者による下請取引の適正化に向けた取り組みが紹介された。



弁護士 多田敏明氏

下請代金法の目的は、下請取引の公正化と下請事業者の利益の保護にあるが、コンプライアンス体制を重点的に強化するべき重要な法分野だ。2003年の改正によって、対象取引が製造・修理から情報成果物・役務にも拡大され、違反事業者への勧告も公表することになった。また、中小企業庁と公正取引委

義務と禁止事項を理解し
うっかりミス防ぐ対策を
期日を定めることなどの4つ。禁止事項は11と多く分かれているが、受領拒否や返品などの返金型、買いたたきや代金減額、支払い遅延といった代金関連型、指定品などの購入や利用を強制する加重負担型の3類型に分け

南氏 前田氏 多田氏 桜町氏

南氏 前田氏 多田氏 桜町氏

南氏 前田氏 多田氏 桜町氏

基調講演
コンプライアンスの強化とその成果
大阪会場
員会は、書面調査の実施や各種講習会の開催などを積極的に進めており、同法の運用を強化している。下請代金法に規定する親事業者の義務は、発注書、面の交付、保存や下請代金の支払、期日を定めることなどの4つ。禁止事項は11と多く分かれているが、受領拒否や返品などの返金型、買いたたきや代金減額、支払い遅延といった代金関連型、指定品などの購入や利用を強制する加重負担型の3類型に分け

南氏 前田氏 多田氏 桜町氏

南氏 前田氏 多田氏 桜町氏

南氏 前田氏 多田氏 桜町氏

南氏 前田氏 多田氏 桜町氏